

浜松洋上風力発電合同会社「(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業に係る計画段階  
環境配慮書」に対する意見について

令和5年1月26日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、浜松洋上風力発電合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：静岡県浜松市沖合
- ・原動力の種類：風力(海上)
- ・出力：最大625,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

|             |            |
|-------------|------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 令和4年11月 1日 |
| 環境大臣意見受理    | 令和5年 1月13日 |
| 経済産業大臣意見    | 令和5年 1月26日 |

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

浜松洋上風力発電合同会社「(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

イ. 浜松市においては、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」(平成 28 年度～30 年度)も活用し、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価し、法規制や社会条件等により立地が困難なエリア等の区域を地図上に設定したゾーニングマップを公表している。

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は、浜松市のゾーニングマップにおける「法規制等により立地が困難なエリア(A-1 エリア)」及び「漁業者をはじめ海面利用者等との調整等、立地には課題があり、課題をクリアできれば、立地が可能となり得るエリア(Bエリア)」に存在している。このため、浜松市のゾーニングエリアの区分の根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、浜松市等と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を

踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

### (3) 最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、適切に実施すること。

### (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### (5) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取る等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ等の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 海生生物等に対する影響

想定区域の周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成28年4月環境省)に選定された「浜名湖」等の湿地及び、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき指定された「天竜川以西遠州灘鳥獣保護区」等の鳥獣保護区が複数存在しており、コアジサシ等の海鳥コロニーやアカウミガメの産卵地も複数存在している。また、想定区域及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省)に抽出されていることから、本事業の実施により海生生物等への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、海生生物等の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、工事中における水の濁り等による海生生物等への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより海生生物等への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域の周辺には、「中田島砂丘」や「竜洋海洋公園」等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合い

の活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。